

第Ⅲ章 4. 運用割合の指定について

制度移換金の運用割合については、加入者が「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」またはNRKのWebで指定することができます。ただし、加入者が手続きを行わなかった場合は「掛金の運用割合」と同じ設定が適用されます。ここでは、制度移換金の運用割合の指定方法および留意点について説明します。なお、運用割合の指定とは、運用商品および運用割合を指定することを言います。

(1) 制度移換金の運用割合の指定方法

「制度移換金の運用割合の指定」については、原則として「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」またはNRKのWebを利用します。「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」またはNRKのWebで「制度移換金の運用割合の指定(変更)」を行う場合は、それぞれの案内に従って手続きをしてください。運用割合の指定(変更)は、制度移換金の「入金予定年月日の2営業日前の午前0時」までに行ってください。

参考

① 帳票「加入者運用変更指図書(ID 20043)」での手続きについて

制度移換金の運用割合を、「加入者運用変更指図書(ID 20043)」で変更することも可能です。帳票での変更を希望する場合は、弊社まで連絡してください。手続きの際には、下記の点に注意してください。

- ・ 変更反映までに日数を要すること
- ・ 帳票に不備がある場合、弊社より該当帳票を返却すること(その場合は、再提出期限等に、十分注意してください)

帳票での手続きは希望の開始時期に間に合わない場合も想定されますので、NRKのWEBまたは「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」で手続きしてください。

② Web加入申込での手続きについて

加入対象者が、加入手続きをWebで行う場合のみ、最初から掛金の運用割合と、制度移換金の運用割合を別々に指定するよう設定することができます。

詳細は、確定拠出年金管理部事務担当者まで照会してください。

(2)分割移換途中の「制度移換金の運用割合の指定」

分割移換の途中で、「掛金の運用割合」とは別に、「制度移換金の運用割合の指定」をすることも可能です。この場合も、加入者が「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」またはNRKのWebで手続きしてください。

運用割合の指定(変更)の手続き適用時限は、(1)と同様となりますので、注意してください。

(3)制度移換金の運用割合を指定した場合の留意点

①運用割合の変更をする場合

制度移換金の運用割合を指定すると、それまで「掛金の運用割合」と同じ設定だったものが別々の設定になります。それ以降、「掛金の運用割合」の変更をしても、「制度移換金の運用割合」は連動して変更されませんので、「掛金の運用割合」と「制度移換金の運用割合」の両方の運用割合を変更したい場合は、それぞれ指定する必要があります。

②同月に複数制度からの移換金が入金される場合

同じ月に複数の制度から制度移換金が入金される場合、移換金ごとに異なる運用割合を指定することはできませんので、予め、ご了承ください。加入者への案内の際には、注意してください。